

令和4年度

一般競争入札による市有財産（駐車場用地）  
一時貸付けの案内書

令和4年6月

川崎市建設緑政局  
道路河川整備部道路整備課

◆ 令和4年度一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内	ページ
1 趣旨 .....	1
2 入札物件（一時貸付物件） .....	1
3 貸付期間（契約期間） .....	1
4 一時貸付物件の引渡し及び返還 .....	1
5 契約上の主な条件等 .....	2
6 入札日程 .....	3
7 入札参加資格 .....	3
8 連帯保証人 .....	4
9 一般競争入札参加申込みに必要な書類 .....	4
10 連帯保証人に関する書類 .....	5
11 入札参加申込書等の提出 .....	5
12 入札案内書等に関する質問 .....	6
13 入札及び開札の日時、場所 .....	6
14 入札の手続 .....	7
15 入札の無効 .....	8
16 契約の締結等 .....	8
17 貸付料 .....	9
18 その他 .....	9
物件調書について .....	11
物件調書 .....	12
◆ 市有財産一時貸付契約書（案） .....	16
◆ 入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ .....	25
◆ 提出書類（様式）	
◇ 入札参加申込書 .....	26
◇ 駐車場事業申告書 .....	27
◇ 事業計画書 .....	28
◇ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書 .....	29
◇ 連帯保証人となる旨の同意書 .....	30
◇ 入札書・委任状 .....	31
◇ 質問書 .....	32
◇ 入札辞退届 .....	33
◇ 使用印鑑届 .....	34

## 令和4年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内

### 1 趣旨

川崎市は、地方自治法第238条の5第1項及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。

本件貸付けは、市有財産を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、借受人自らが一時貸付物件（入札物件）に自動車、自動二輪車等の平置駐車場施設を整備し、貸付期間中継続して当該駐車場を運営管理（月極、時間貸しの別は問いません。）する事業（以下「駐車場事業」という。）が行える事業者（借受人）と一時貸付契約を締結するため、一般競争入札（価格による競争）を実施するものです。

### 2 入札物件（一時貸付物件）

一般競争入札を行う一時貸付物件は、次のとおりです。入札は物件ごとに行います。

物件番号	所在地（地番） （住居表示）	貸付面積 （㎡）	最低貸付料 （円／月）
1	幸区北加瀬3丁目511番12 （幸区北加瀬3丁目10番）	147.48	100,000
2	宮前区宮崎275番1、4、5、6 （－）	722.64	150,000

### 3 貸付期間（契約期間）

令和4年8月1日から令和9年3月31日まで

### 4 一時貸付物件の引渡し及び返還

#### (1) 引渡し

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

ただし、前の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（旧借受人）、川崎市、落札者との間に協議が成立したときは、協議によって定められた状態となります。

#### (2) 返還

一時貸付物件は、貸付期間の満了までに、一時貸付物件を引渡しの時点（前の貸付期間がある場合で、引き続き同じ一時貸付物件を使用しているときは当初の引渡しの時点）の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

また、引渡し後に借受人が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、川崎市の

指示により、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に係る図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出してください。

## 5 契約上の主な条件等

### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

また、入札金額は1か月間の貸付料の単価入札ですが、契約金額は、「総価」（月額貸付料×56か月分の価格）で契約を締結させていただきます。

なお、この契約金額とは別に契約金額の10分の1以上の契約保証金を本件契約締結日までに納付していただきます。

### (2) 用途の指定等

一時貸付物件は、駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、駐車場事業に必要な維持管理費等の費用は全て借受人の負担となります。

### (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は駐車場事業と関係のない工作物を設置すること

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること

エ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること

オ 一時貸付物件を第三者に一括転貸し、又はそれに類似する行為をすること

カ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること

### (4) 実地調査等

前記(2)及び(3)の履行を確認するため、川崎市が一時貸付物件の利用状況等について、実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

### (5) 違約金

川崎市は、借受人が前記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

前記(2)～(4)の条件に違反した場合には、契約金額の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

### (6) 近隣住民等への配慮

一時貸付物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との間でトラブル

ル等が生じないよう配慮しなければなりません。また、トラブル等が生じたときは借受人が誠意をもって対応してください。

## 6 入札日程

一般競争入札の申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

入札案内書の配布期間 令和4年6月3日（金）から令和4年6月16日（木）

入札案内書に関する質問受付期間

令和4年6月3日（金）から令和4年6月16日（木）

入札案内書に関する質問への回答

令和4年6月22日（水）まで

入札参加申込受付期間 令和4年6月17日（金）から令和4年6月23日（木）

午前9時～午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

入札及び開札 令和4年7月5日（火）

契約の締結期限 令和4年7月19日（火）

## 7 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 法人その他の団体であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税又は市税の未納がないこと
- (6) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、駐車場事業を行う資力、能力等を有すること
- (7) 過去2か年間において、規模をほぼ同じくする駐車場事業について官公庁と2回以上にわたって契約し、履行した実績を有していること
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと
- (10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結していないこと

## 8 連帯保証人

契約の締結にあたっては、債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

- (1) 川崎市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の固定資産（償却資産を含む。）を有すること
- (3) 国税又は市税の未納がないこと
- (4) 後記10の連帯保証人に関する書類を提出すること

## 9 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込時に御提出いただく書類は次のとおりです。（それぞれ1部）

(6)～(9)の書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

- (1) 入札参加申込書（本案内書26ページ）
- (2) 駐車場事業申告書（本案内書27ページ）及び過去2か年間において、規模をほぼ同じくする駐車場事業について官公庁と契約等締結した実績（2件以上）が分かるもの（契約書、協定書等の写し）
- (3) 事業計画書（本案内書28ページ）※土地利用計画図を添付してください
- (4) 後記10の連帯保証人に関する書類
- (5) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（本案内書29ページ）
- (6) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- (7) 印鑑証明書（法務局に届け出たもの）
- (8) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
- (9) 市税の納税証明書
  - ア 法人市民税（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないもの）
  - イ 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

過去2か年間の納税証明書（未納がないもの）
- (10) 財務諸表等の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出してください。

※ 提出された書類は返却いたしません。また、前記書類のほかに資料の提出を求める

場合があります。

## 1 0 連帯保証人に関する書類

連帯保証人について提出いただく書類は次のとおりです。一般競争入札参加申込の際に提出してください。(それぞれ原本1部)

### (1) 連帯保証人が法人の場合

ア 連帯保証人となる旨の同意書(本案内書30ページ)

イ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

ウ 印鑑証明書(法務局に届け出たもの)

エ 国税の納税証明書

(ア) その2・所得金額用

(イ) その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

オ 固定資産課税台帳記載事項証明書

前記(ア)の書類(国税の納税証明書 その2・所得金額用)で年額260万円(基本貸付料(年額)が260万円以上の場合は、基本貸付料(年額)以上の所得金額がある場合は、提出いただく必要はありません。

カ 市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書(未納がないもの)

(イ) 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

過去2か年間の納税証明書(未納がないもの)

### (2) 連帯保証人が個人の場合

ア 連帯保証人となる旨の同意書(本案内書30ページ)

イ 印鑑登録証明書

ウ 身分証明書

破産者でないことの証明書(本籍地の市町村長発行)

エ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書

(お問合せ先) 東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

## 1 1 入札参加申込書等の提出

入札への参加を希望される方は、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申し込みください。

- (1) 受付期間 令和4年6月17日(金)から令和4年6月23日(木)まで  
(土曜日及び日曜日を除く)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (2) 受付場所 川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパークビル14階  
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課  
電話044-200-2742
- (3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。  
※郵送による場合、令和4年6月23日(木)午後5時必着とします。  
事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御  
利用ください。

## 1.2 入札案内書等に関する質問

入札案内書等に関する質問がある場合には、令和4年6月3日(金)から令和4年6月16日(木)午後5時までに、質問書(本案内書32ページ)を電子メールで送付してください。電子メール送信の際は、件名を「市有財産(駐車場用地)一時貸付け質問事項」とし、開封確認等で着信を確認してください。質問に対する回答は、令和4年6月22日(水)までに質問者に電子メールで送付します。

電子メール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

## 1.3 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 令和4年7月5日(火)  
午前10時から午前10時30分まで
- (2) 入札及び開札の日時 令和4年7月5日(火)  
午前10時30分
- (3) 入札及び開札の場所  
川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパークビル17階  
川崎市建設緑政局局内会議室  
JR「川崎駅」下車徒歩約2分、京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約2分
- (4) 入札結果の公表  
入札の結果(物件所在地、落札金額、相手方)は、開札後に市ホームページで公表  
します。  
※郵送による入札は受け付けておりません。  
※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので時間に余裕を持ってお越し  
ください。  
※入札参加者以外は入札(開札)会場への入室はできません。また、会場のスペー  
スの関係上、入札(開札)会場への入室は、各社(者)最大2名までとさせてい



たきます。

#### 1.4 入札の手續

##### (1) 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

##### (2) 入札時に持参する書類

###### ア 入札参加申込書の写し

申込受付時にお渡ししたものを持参してください。

###### イ 入札書・委任状（本案内書31ページ）

所定の様式に必要事項を記載して記名押印してください。記載する入札金額は、1か月間の貸付料（最低貸付料は、本入札案内書1ページ「2 入札物件（一時貸付物件）」を参照、消費税等相当額を含まないもの）の金額となりますので御注意ください。

なお、委任状は代理人の方（社員等の代表者以外の方を含みます。）が入札される場合に記載してください。代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないでください。

##### (3) 入札方法

ア 前記(2)の書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。

イ 入札開始前に入札書の記載事項等を再度御確認ください。

ウ 入札参加者名を記載した封筒に封入し投函してください。

※ 投函した入札書、委任状等の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分に御注意ください。

###### エ 落札者の決定及び入札参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち、最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。当該落札候補者及びその連帯保証人について、前記7及び8に記載した資格を満たしているか否かの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、資格が認められる落札候補者を落札者として決定します。

※落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は、「くじ」を辞退することはできません。

## 1 5 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭初に「¥」を付したのもの）をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 内容が不明確な入札書による入札
- (7) 入札に関して不正行為があった者の入札
- (8) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札
- (9) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 1 6 契約の締結等

### (1) 契約の締結

落札者は、令和4年7月19日（火）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。契約書（案）は、別紙のとおりです。また、契約は総価（月額貸付料×5.6か月分の価格）で行います。

※本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※契約締結期限までに本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので、十分御注意ください。

### (2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として契約金額（貸付料総額）の10分の1以上（円未満切上げ）を道路整備課が発行する納付書により納付していただきます。

イ 前記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ ただし、借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行せず、川崎市が本件契約を解除したとき、又は借受人（落札者）からの解約の申入れにより本件契約が解除されたときは、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

### (3) 住所等の変更の届出

借受人（落札者）は、住所又は氏名（所在地、名称、又は代表者）に変更があったときは、貸付人が指定する届け出様式に加えて、川崎市暴力団排除条例に係る誓約書、商業登記簿（履歴事項全部証明書）、及び代表者の印鑑証明書（法務局に届け

出たもの)を速やかに貸付人に提出してください。

#### (4) 契約の変更・解除

ア 貸付人は、契約書(案)第18条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除します。

イ 川崎市は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、借受人が施工した埋設物及び設置した工作物の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。

なお、解除することとなった場合は、既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。契約保証金については、すべての契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人(落札者)は、やむを得ない事情がある場合、貸付人に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れることができます。当該申し入れは、貸付期間日から起算して1年を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行われなければなりません。なお、本件契約の一部の解除を申し入れることはできません。

#### 1.7 貸付料

$\text{落札金額} \times 1.2 \text{ か月} = \text{貸付料 (年額)}$ として、各年度の貸付料の合計額が貸付料総額(契約金額)となります。

貸付料については、初年度においては8月31日、それ以降の年度においては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日を納入の期限の日とします。

#### 1.8 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによるほか、川崎市と借受人(落札者)の協議により決定します。
- (3) 本入札に関するお問合せ先は、次のとおりです。

川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

電話044-200-2742

メール 53douro@city.kawasaki.jp

- (4) 本市内で駐車場を管理する方は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを

実施するよう周知に努めなくてはなりません。

特に、駐車スペースが 500 m<sup>2</sup>以上の駐車場を運営管理する方は、看板、書面等により、周知を徹底してください（「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」による）。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000014078.html>

- (5) 一時貸付物件から車道等への飛び出し事故等を防止するための安全策を十分に講じてください。また、川崎市から歩行者の安全等にかかわる指示があった場合はこれに従ってください。

## 物件調書について

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。また、物件は、すべて現況有姿での引渡しとなります。

<物件調書の主な項目の見方>

### ○ 所在地

物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

### ○ 住居表示

住居表示は、住居表示が実施されている場合に街区番号までを記載しています。

### ○ 貸付面積

物件の貸付面積を記載しています。

### ○ 貸付期間

物件の貸付期間を記載しています。

### ○ 用途

指定用途について記載しています。指定用途以外の使用はできません。

### ○ 法令等に基づく制限

都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。なお、「—」は該当がないことを示しています。

### ○ 私道の負担等に関する事項

私道等として使用、負担等する土地があるかについて記載しています。

### ○ 供給処理施設の状況

「有」 物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。なお、経年による劣化等により現状のままでは使用できない場合があります。

「可」 物件の敷地内には供給処理のための引込管等はありませんが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込み等が可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。

### ○ 交通機関

- ・ 鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。
- ・ 物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。
- ・ 徒歩による所要時間は、80mを1分として換算しています。

### ○ 留意事項

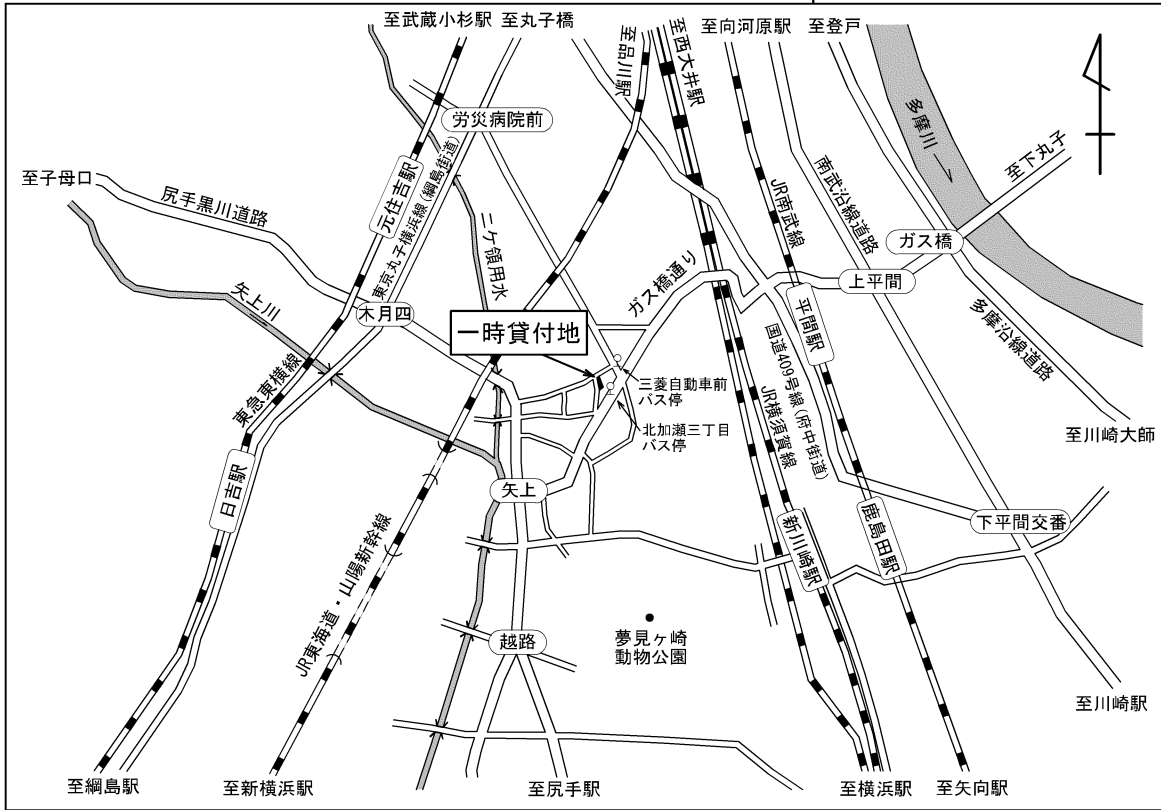
- ・ 前記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。
- ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- ・ 留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接関係各機関にお問い合わせください。

# 物 件 調 書

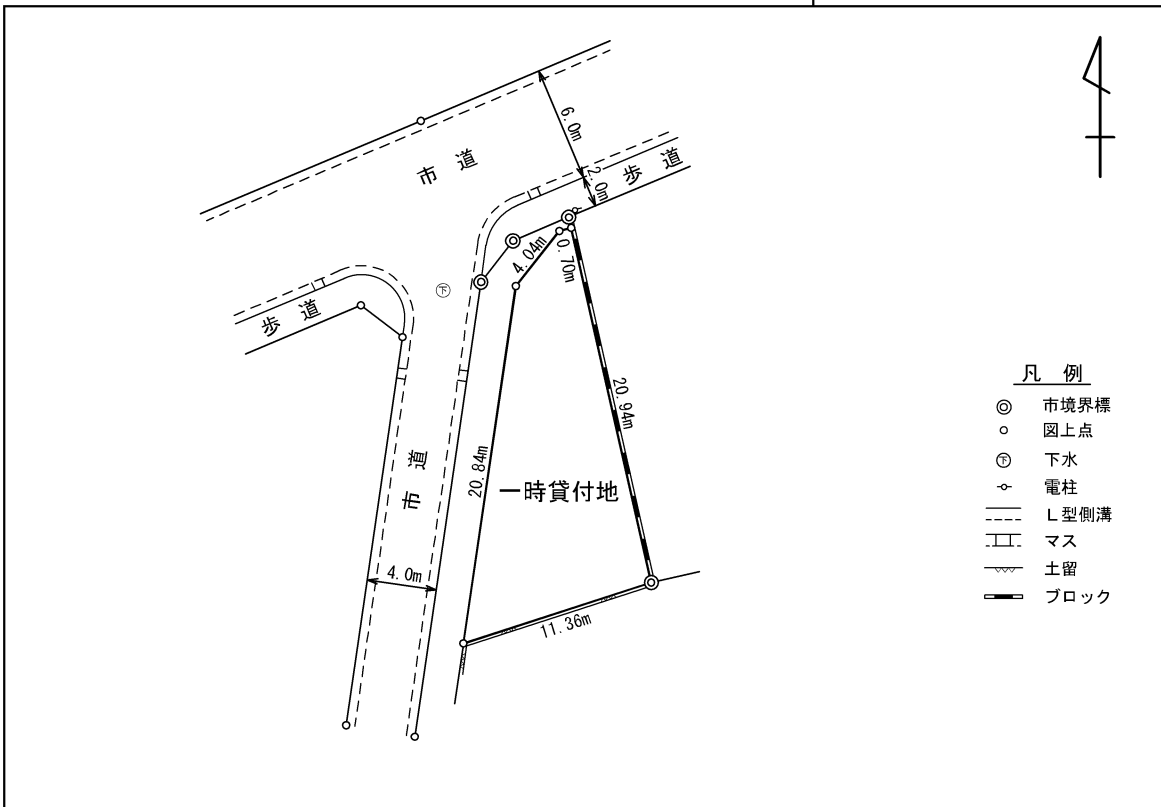
所在地	川崎市幸区北加瀬3丁目511番12			最低	100,000円/月 【5年契約】
住居表示	川崎市幸区北加瀬3丁目10番			貸付料	
貸付面積	147.48㎡	地目	宅地	形状	不整形
貸付期間	令和4年8月1日から令和9年3月31日まで			用途	平置駐車場
接面道路と敷地の関係	北西側で幅員約8mの市道と、西側で幅員約4mの市道とそれぞれ等高で接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	工業 第1種住居	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	防火地域	準防火地域	高度地区	第4種 第3種	
	外壁後退	—	その他制限	—	
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問合せ先)		電話番号
	上水道	可	川崎市上下水道局南部サービスセンター		044-544-5433
	下水道	可	川崎市上下水道局南部下水道事務所		044-344-4866
	電気	可	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター		0120-99-5771
	都市ガス	可	東京ガス(株)お客さまセンター		044-245-2211
交通機関	鉄道	JR南武線「平間」駅の南西方約800m(直線距離)			
	バス	市バス・臨港バス「三菱自動車前」下車徒歩約1分			
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時貸付地の北側に地区のゴミ集積場があります。</li> <li>・切り下げ等の工事が必要な場合は、借受人の負担となります。(問い合わせ先 幸区役所道路公園センター)</li> </ul> <p>※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。          ※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。</p>				

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 案内図



# 現況図



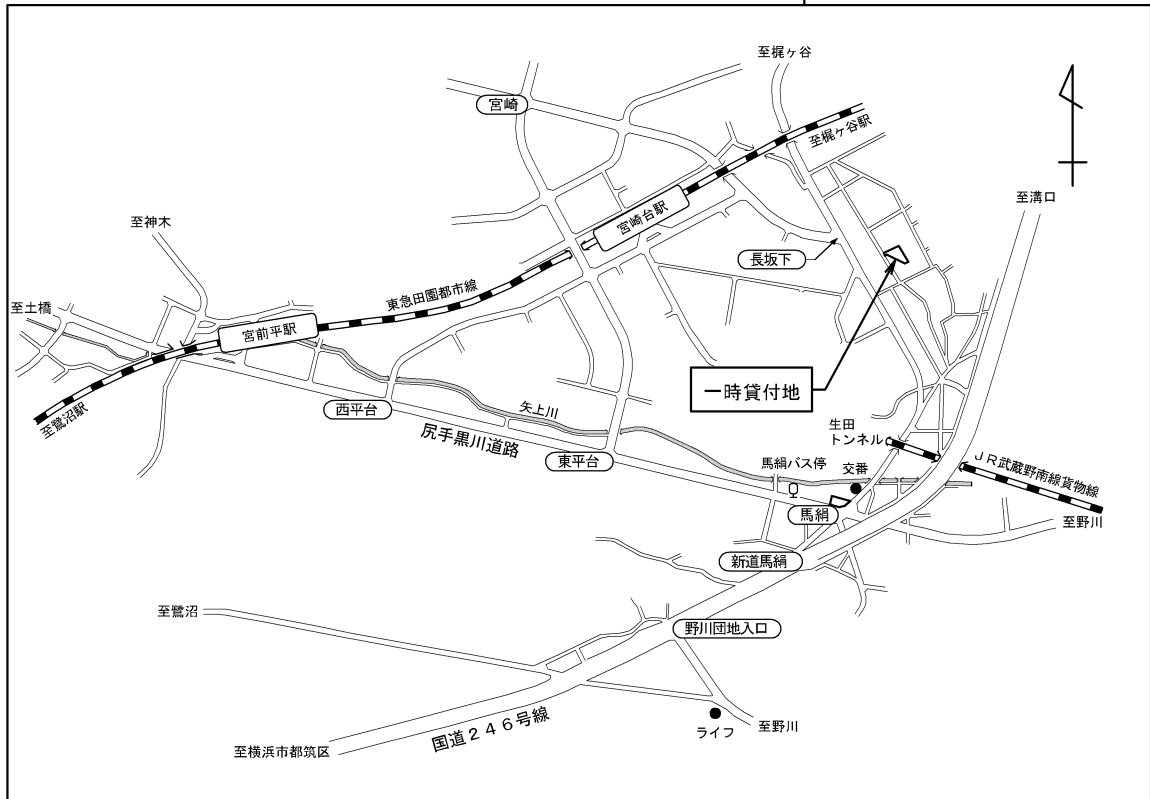
# 物 件 調 書

所在地	川崎市宮前区宮崎275番1、4、5、6			最 低	150,000円／月 【5年契約】
住居表示	—			貸 付 料	
貸付面積	722.64㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形
貸付期間	令和4年8月1日から令和9年3月31日まで			用 途	平置駐車場
接面道路と敷地の関係	南西側で幅員約7mの市道と等高で接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種住居 第1種中高層	
	建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
	防火地域	準防火地域	高度地区	第3種 第2種	
	外壁後退	—	その他制限	—	
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問合せ先)		電話番号
	上水道	可	川崎市上下水道局南部サービスセンター		044-951-0303
	下水道	可	川崎市上下水道局西部下水道管理事務所		044-852-5131
	電 気	可	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター		0120-99-5771
	都市ガス	可	東京ガス(株)お客さまセンター		044-245-2211
交通機関	鉄 道	東急田園都市線「宮崎台」駅の東方約500m(直線距離)			
	バ ス	東急バス「長坂」下車徒歩約4分			
留意事項	<p>・一時貸付地の北東側の隣地から一部越境物(樹木)があります。</p> <p>・切り下げ等の工事が必要な場合は、借受人の負担となります。(問い合わせ先 宮前区役所道路公園センター)</p> <p>※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。</p> <p>※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。</p>				

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。



# 案内図



# 現況図





## 市有財産一時貸付契約書

川崎市を貸付人、(落札者)を借受人、(落札者が指定する者)を連帯保証人とし、「一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人、借受人及び連帯保証人との間において、次の条項により、有償一時貸付契約及び保証契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（一時貸付物件）

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。

- (1) 財産名称 (物件番号1) 幸地区道路 (物件番号2) 梶ヶ谷菅生線
- (2) 所在地 (物件番号1) 幸区北加瀬3丁目511番12  
(物件番号2) 宮前区宮崎275番1、4、5、6
- (3) 貸付面積 (物件番号1) 147.48㎡ (物件番号2) 722.64㎡

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和4年8月1日から令和9年3月31日までとする。なお、貸付期間には、駐車場施設の整備及び原状回復に必要な期間を含むものとする。

（一時貸付物件の用途等）

第3条 借受人は、一時貸付物件を平置駐車場施設として、貸付期間中継続して管理（以下「駐車場管理」という。）を行うものとする。

- 2 借受人は、一時貸付物件を「駐車場管理」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。
- 3 借受人は、一時貸付物件を自ら「駐車場管理」設営に関する工事費及び「駐車場管理」運営のための維持管理費等を負担しなければならない。

（貸付料）

第4条 一時貸付物件の貸付料（契約金額）は、金(落札金額×56か月)円とし、年度ごとに年額を一括で支払うものとする。

- 2 借受人は、前項に規定する貸付料（以下「貸付料」という。）を次表に基づき、貸付人が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、下表に記載された納入期限が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日までとする。

期 間		貸 付 料	納入期限
令和4年度	令和4年8月1日～令和5年3月31日	(落札金額×8か月)	令和4年8月31日
令和5年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日	(落札金額×12か月)	令和5年4月30日
令和6年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日	(落札金額×12か月)	令和6年4月30日
令和7年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日	(落札金額×12か月)	令和7年4月30日
令和8年度	令和8年4月1日～令和9年3月31日	(落札金額×12か月)	令和8年4月30日
総 額		貸付料総額(契約金額)	

- 3 貸付人は、第18条第1項に掲げる事由により本件契約を解除したとき又は第20

条の規定により本件契約が終了したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第5条 貸付人及び借受人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときまたは、その他正当な理由があると認めるときは、相手方に対して貸付料の増減額を請求することができる。

2 貸付人及び借受人が前項の規定に基づき、相手方に対して貸付料の増減額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

(貸付料の延滞料)

第6条 借受人は、第4条第2項に規定する納入期限までに貸付料を支払わないときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

(充当)

第7条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんに関わらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として金(貸付料総額の10分の1以上(円未満切上げ)円を、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。

2 第5条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料総額の10分の1を下回らないように、貸付料の増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人が発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。

3 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第21条第1項(第3号を除く。)に規定する義務の履行(同項ただし書を適用する場合を含み、同項第2号を適用する場合は第19条に該当するときに限る。)を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第5項の規定により契約保証金が貸付人に帰属する場合はこの限りではない。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 貸付人が、第18条第1項の規定により本契約を解除したとき、又は借受人が第2

0条の規定により本件契約を解約したとき、又は借受人が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

6 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(一時貸付物件の引渡し)

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態借受人に引き渡す。

2 前項の引渡しは、貸付人と借受人の立会いの上で行うものとする。

3 借受人が直前の貸付期間における借受人(以下「旧借受人」という。)と異なる場合は、必要に応じて、本件契約締結後速やかに貸付人、借受人及び旧借受人の三者の間で、当該貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとする。

(契約不適合)

第10条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件が品質を欠くものその他この契約にあたって借受人、貸付人が了知した内容に適合しないことを理由として、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができない。ただし、借受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合はこの限りでない。

(禁止事項)

第11条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸すること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又はこれに他の権利を設定すること。

(修繕義務等)

第12条 貸付人は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、原則として借受人の負担とする。ただし、借受人の責に帰することができない事由による時は、貸付人と借受人の協議によりその負担を定めるものとする。

(滅失又は毀損の通知)

第13条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第14条 借受人の責めに帰する事由により一時貸付物件を滅失、又は毀損したときは、借受人の責任において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第15条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(実地調査等)

第16条 貸付人は、第4条に規定する債権の保全上必要があると認められるとき、又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、借受人に対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。この場合において、借受人は、直ちに貸付人に対して前項に規定する報告、資料の提出等を行わなければならない。

(違約金)

第17条 借受人は、第2条に規定する貸付期間中に、第3条、第11条又は前条に定める義務に違反したときは、第4条第2項の表中に規定する貸付料総額の100分の30に相当する額(円未満切捨て)を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第22条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が支払期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 借受人が第11条に定める禁止事項に違反したとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(借受人の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。
- (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7) 借受人から本件契約の解除の申出があったとき。
- (8) 借受人が、川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (9) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実があるとき。
- (10) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) この契約に関して、借受人が、第8号又は第9号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がそれに従わなかったとき。

2 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第8条第5項の規定により貸付人の帰属

とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用は償還しない。
- 4 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

(貸付人の事情による契約の解除)

第19条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約を解除したときは、本件契約書に定める納入通知額一覧表の貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
- 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害（原状回復に要する費用を除く。）が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
- 4 貸付人は、第1項の規定により本件契約を解除したときは、本件契約の終了後、第8条第3項及び第4項の規定に基づき、契約保証金を返還する。

(解約の申入れ)

第20条 借受人は、本件契約の解除の申出をしようとするときは、契約終了を希望する日から6か月以上前までに、貸付人に対し、書面により本件契約の解約を申し入れなければならない。

- 2 前項の申出がある場合、貸付人及び借受人が協議の上、対応を決定する。

(一時貸付物件の返還)

第21条 借受人は、一時貸付物件を引渡し時点（前の貸付期間から引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して、次の期日までに貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日
- (2) 貸付人が第18条又は第19条の規定により本件契約を解除した場合は、貸付人の指定する期日
- (3) 前条の規定により借受人が本件契約を解約する場合は、前条第1項及び2項で定める日

- 2 前項の返還は、貸付人と借受人との立会いの上で行うものとする。

- 3 貸付人は、借受人が第1項に定める義務を履行しないときは、貸付人においてこれを執行することができるものとする。この場合において、借受人は、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、その責めに帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失

し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、第14条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、借受人は本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第8条第1項に規定する納入済の契約保証金の額を上回った場合について、その上回った額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

(不当介入の排除)

第24条 借受人は、本件契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第25条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、借受人が本件契約により貸付人に対して負担する一切の債務につき、借受人と連帯して履行の責を負うものとする。

- 2 借受人は、連帯保証人が次に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

(1) 川崎市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。

(2) 年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の固定資産（償却資産を含む。）を有すること。

(3) 入札案内書に記載された連帯保証人の要件を備えること。

(住所等の変更の届出)

第27条 借受人及び連帯保証人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(近隣住民等への配慮)

第28条 借受人は、第9条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

- 2 借受人は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(駐車場利用者等への対応)

第29条 借受人は、駐車場管理により発生するトラブル、苦情等については、一切の責任を持って解決する。

(自動販売機の設置等)

第30条 借受人は、一時貸付物件に自動販売機等の設置をすることができない。

(信義誠実の義務)

第31条 貸付人、借受人及び連帯保証人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第32条 本件契約及び入札案内書に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか貸付人と借受人とが協議の上、決定する。

(合意管轄)

第33条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



本件契約の締結を証するため、契約書 3 通を作成し、貸付人、借受人及び連帯保証人が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

貸付人 川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

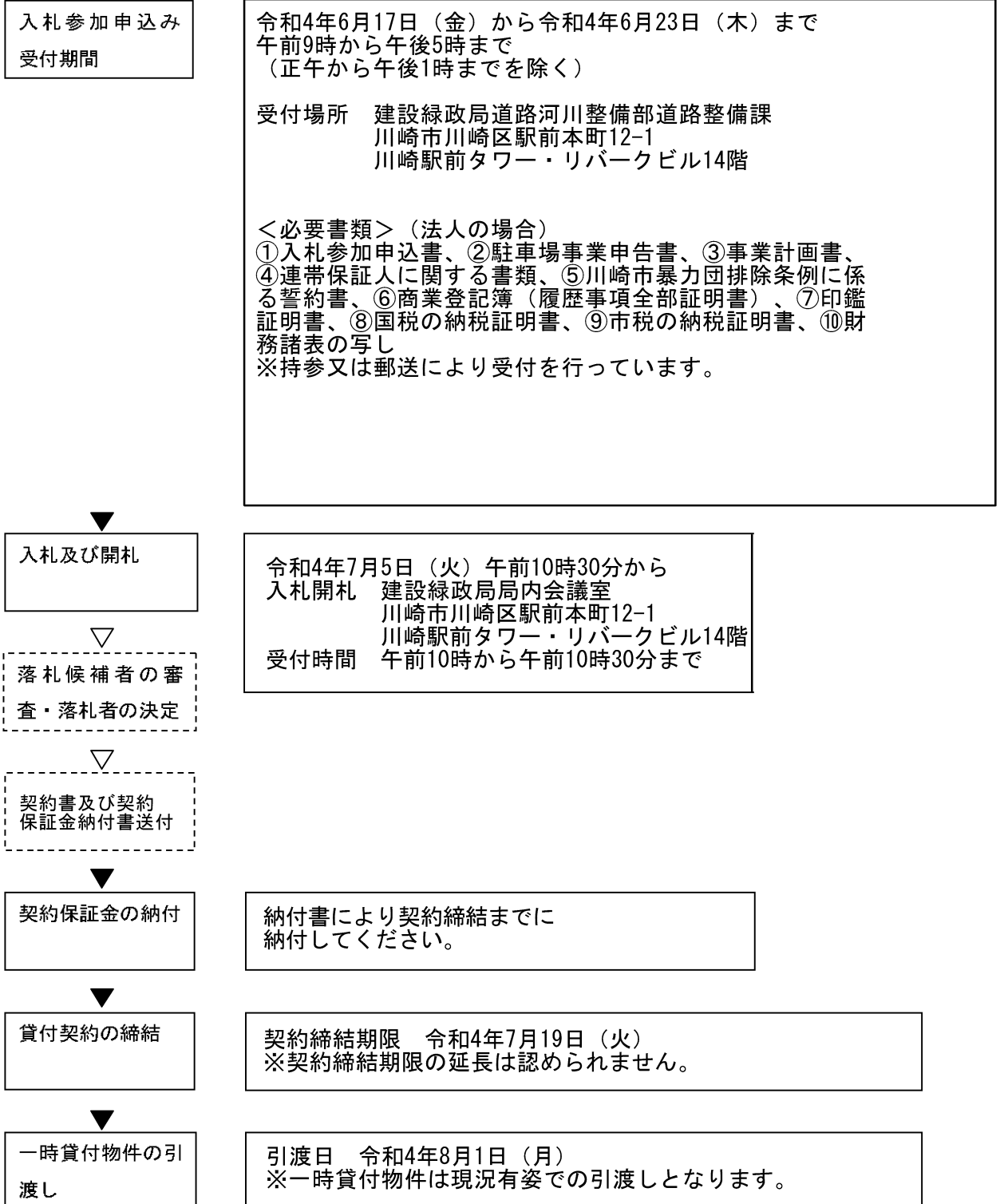
借受人 住 所  
氏 名                     (借受人)

連帯保証人 住 所  
氏 名                     (連帯保証人)

## 特記事項

- 1 月極契約は、本契約の貸付期間を超えて契約期間を設定してはならない。ただし、貸付人が認める場合はこの限りではない。
- 2 一時貸付物件において、新たな月極契約を行った場合、借受人は貸付人に対し、使用者、金額、契約期間等について速やかに貸付人に届け出ること。
- 3 借受人が月極契約を行う際は、以下に該当するものへの転貸借を行ってはならず、下記に定める事実が判明した際は、速やかに月極契約を解除すること。
  - (1) 使用者が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体であるとき。
  - (2) 使用者が川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (3) 使用者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- 4 借受人と使用者との間で発生するトラブル、苦情等については、借受人が一切の責任を持って解決すること。

一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの  
入札参加申込みから一時貸付物件の引渡しまで




# 入札参加申込書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

## 申込者(入札者)

住所又は所在地	〒 _____ 電話 ( ) _____
(フリガナ) 氏名又は 名 称 代表者名	実印 

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本入札参加申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

## 入札物件

物件番号	物件の所在地(地番)	貸付面積(m <sup>2</sup> )

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」4～5ページの「9 一般競争入札参加申込みに必要な書類」及び「10 連帯保証人に関する書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和4年7月5日(火) 午前10時30分
  - (2) 場 所 川崎市川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク17階 川崎市建設緑政局会議室
  - (3) 受付時間 午前10時から午前10時30分まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

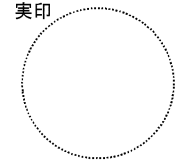
# 駐車場事業申告書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 住所又は  
(入札者) 所在地  
氏名又は  
名 称  
代表者名



「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」の「7 入札参加資格」に記載された駐車場事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

令和元年度

※実績が分かるもの(契約書、協定書等の写し)も提出してください。

令和2年度

※実績が分かるもの(契約書、協定書等の写し)も提出してください。

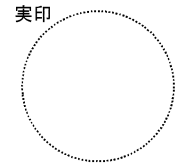
# 事業計画書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

申込者 住所又は  
(入札者) 所在地  
氏名又は  
名称  
代表者名



入札物件の事業計画は、下記のとおりです。

物件番号	
------	--

1 どのような駐車場事業を行うのか、その事業内容を具体的に記載してください。

--

2 土地利用計画図(駐車場レイアウト図)を添付してください。

3 貸付期間満了時の物件の返還手順について記載してください。

--

(納入通知書等の送付先)

〒	-	担当者
		電話

# 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

**申込者** 住所又は  
(入札者) 所在地  
氏名又は  
名称  
代表者名

実印



例) 役職名	フリガナ 氏名	生年月日 (年号M/T/S/H)				性別 (M/F)	住所 (マンション名・部屋番号)
		S	T	S	H		
取締役	カサキ イロウ 川崎 一郎	S	35	4	10	M	川崎市川崎区宮本町456-1 多摩川マンション301号

※ 入札者が個人の場合は役職名を記載する必要はありません。  
 ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

# 連帯保証人となる旨の同意書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

## 同意者(連帯保証人)

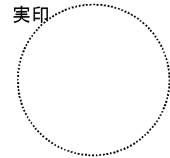
住所又は  
所在地

(フリガナ)

氏名又は  
名 称

代表者名

実印



連絡先

私は、「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付けの案内書」に記載された内容を承知し、下記入札者が落札者となった場合には、その連帯保証人となることに同意します。

なお、私が川崎市へ提出する書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

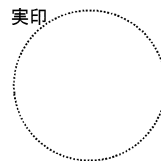
## 申込者(入札者)

住所又は  
所在地

氏名又は  
名 称

代表者名

実印



連絡先

## 入札物件

物件番号	物件の所在地(地番)	貸付面積(m <sup>2</sup> )

※ 入札案内書の「連帯保証人に関する書類」を添付してください。



# 入 札 書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

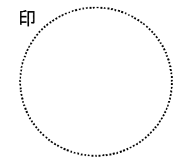
令和 4 年 7 月 5 日

(宛先) 川 崎 市 長

**入札者** 住所又は  
所在地  
(フリガナ)  
氏名又は  
名 称  
代表者名



**代理人** 住所又は  
所在地  
(フリガナ)  
氏名又は  
名 称  
代表者名



「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号	物件の所在地			金 額					
			百万			千			円
<small>(注) 1か月間(月額)の貸付料をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること</small>									

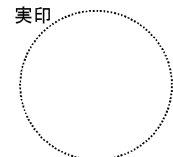
- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
- 2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- 3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

## 委 任 状

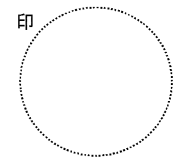
(宛先) 川 崎 市 長

私は、「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

**入札者  
(委任者)** 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名 称  
代表者名



**代理人  
(受任者)** 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名 称  
代表者名



- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

# 質 問 書

(令和4年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付け)

令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名  
電子メールアドレス

「令和4年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの案内書」について、次の通り質問事項を提出します。

## 質問内容

項目	物件番号【                      】 について
	<input type="checkbox"/> 入札案内書_____ページ <input type="checkbox"/> その他（                      ）
内容	

※ 質問事項は、本様式一式につき一問とし、簡潔に記載してください。

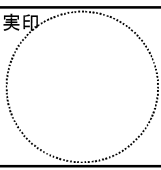
# 入札辞退届

(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

令和 4 年 7 月 日

(宛先) 川崎市長

## 申出者

住所又は所在地	〒 _____ 電話 ( ) _____
(フリガナ) 氏名又は名称 代表者名	実印 

令和4年7月5日執行の「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け」について、次の物件の入札を辞退いたします。

## 入札物件

物件番号	物件の所在地(地番)	貸付面積(m <sup>2</sup> )

- ※ 1 この書類は、入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合に提出してください。
- 2 申出者は、入札参加申込者と同一人とし、押印する印鑑(実印)は、入札参加申込書と同一のものを使用してください。

# 使用印鑑届

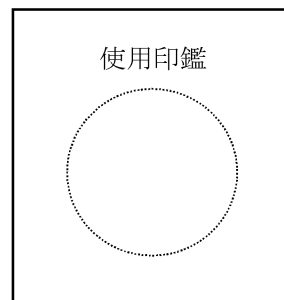
(令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

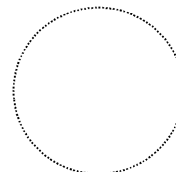
右の印鑑を「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け」における次の事項に関して使用する印鑑として届け出ます。

- 1 一般競争入札参加申込み及び入札に関すること。
- 2 契約締結に関すること。
- 3 契約金及び保証金の請求及び受領に関すること。
- 4 復代理人の選任に関すること。
- 5 その他契約履行に関する一切のこと。



届出者 住所又は  
(申込者) 所在地 \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

印鑑登録印  
又は受任者使用印



- ※ 1 使用印鑑と印鑑登録印(委任するときは受任者使用印)の2箇所を必ず押印してください。
- ※ 2 使用印鑑は、印鑑登録印又は契約の締結にふさわしいものとしてください。
- ※ 3 下記委任状を提出する場合は、受任者使用印と使用印鑑の2箇所に受任者使用印を押印し、受任者名で届けてください。
- ※ 4 印影は、鮮明に押印してください。

## 委任状

令和 年 月 日

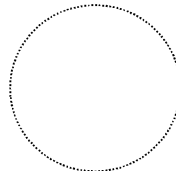
(宛先) 川崎市長

私は、次の者を代理人として定め、「令和4年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け」における次の事項に関する権限を委任します。

- 1 一般競争入札参加申込み及び入札に関すること。
- 2 契約締結に関すること。
- 3 契約金及び保証金の請求及び受領に関すること。
- 4 復代理人の選任に関すること。
- 5 その他契約履行に関する一切のこと。

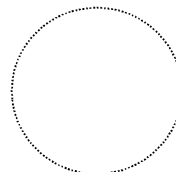
委任者 住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

印鑑登録印



代理人 住所又は  
(受任者) 所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

受任者使用印



- ※ 1 委任状は、委任事項を全て委任する場合のみ記入してください。
- ※ 2 受任者は、契約の締結等にふさわしい方(支店長等)にしてください。
- ※ 3 受任者使用印は、上記の使用印鑑届と同じ印鑑を押印してください。